札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱

平成１４年１０月８日管理者決裁
改正　平成１８年　３月３１日　平成１９年　９月２８日
平成２２年１０月１３日　平成２８年　５月３１日
平成３１年　３月２９日　令和　４年１２月２７日
令和　７年　２月１２日　令和　８年　６月　１日

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、別に定めがあるものを除き、札幌市交通局発注の工事並びに工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務（以下「工事等」という。）の確実かつ円滑な施工又は履行（以下「施工等」という。）を図るとともに、中小建設業者の健全な育成を図るために結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「特定共同企業体」とは、特定の工事等の施工等を目的として工事等ごとに結成される共同企業体をいう。

２　この要綱において「経常共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化することを目的として結成されるもので、施工等する工事等が特定されていない共同企業体をいう。

（施工等方式）

第３条　特定共同企業体又は経常共同企業体により行う工事等の施工等は、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって当該工事等の完成に当たる共同施工等方式によるものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第２章　特定共同企業体

（対象工事等）

第４条　特定共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工種に応じ、当該各号に定める設計金額以上のもので、その工期、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、特定共同企業体による施工が適当と認められるものとする。

(1) 土木及び下水道　４億円
(2) 建築　６億円
(3) その他の工種　２億円

２　特定共同企業体により履行することができる工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務は、設計金額が６千万円以上のもので、その履行期間、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、特定共同企業体による履行が適当と認められるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、異工種の工事を一体のものとして施工する場合及び特殊

な技術を要する等技術的難度が高く特定共同企業体による施工等が特に必要と認められる場合は、特定共同企業体に施工等させることができる。

（構成員数）

第５条　構成員の数は、２又は３社とする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

２　前項の構成員には、札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）が原則として構成員の２分の１以上含まれていなければならない。ただし、これによらない場合は、構成員のうち１社以上を市内業者とすることができることとし、その場合は、代表者を市内業者に限るものとする。

３　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける工事等については、前項の規定を適用しないものとする。

（構成員となるべき者の組合せ）

第６条　等級区分が設けられている工事に係る構成員の格付等級の組合せは、次の各号に掲げる工種に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴ 土木及び下水道　次に掲げる全ての要件を満たす組合せであること。

ア　Ａ１及びＡ２等級の間の組合せであること。

イ　Ａ２等級のみの組合せとならないこと。

ウ　Ａ２等級の構成員数は、原則として特定共同企業体の構成員数の２分の１を上回らないこと。

⑵ 舗装、造園、建築、電気及び管　次に掲げる全ての要件を満たす組合せであること。

ア　Ａ及びＢ等級の間の組合せであること。

イ　Ｂ等級のみの組合せとならないこと。

ウ　Ｂ等級の構成員数は、原則として特定共同企業体の構成員数の２分の１を上回らないこと。

２　特例政令の適用を受ける工事を施工する場合、異工種の工事を一体のものとして施工する場合及び特殊な技術を要する等技術的難度が高く特定共同企業体による施工等が特に必要と認められる場合は、前項の規定を適用しないものとする。

（構成員の要件）

第７条　特定共同企業体は、全ての構成員が次に掲げる要件を満たしていなければならない。

⑴　発注工事等に対応する工事等の工種又は業種（以下「工種等」という。）について札幌市競争入札参加資格を有していること。

⑵　発注工事等を構成する一部の工種等を含む工事等について元請としての実績があり、かつ発注工事等と同種の工事等を施工等した経験があること。

⑶　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ただし、代表者以外の構成員のうち、出資金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）に満たない構成員にあっては主任技術者を兼任で配置することができるものとする。

(4)　発注工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は，原則として特定建設業者たる代表者が監理技術者を配置し、その他の構成員は主任技術者を配置すること。

２　経常共同企業体を特定共同企業体の構成員とすることはできない。

（結成方法）

第８条　特定共同企業体は、札幌市競争入札参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。

２　事業協同組合等の組合が特定共同企業体を結成する場合については、組合自体を単体企業とみなし、単体企業と同様に取り扱うものとする。ただし、組合と当該組合の組合員との組合せによる特定共同企業体を結成することは認めない。

３　特定共同企業体の協定書は、別表に定めるところによる。ただし、第３条ただし書きにより管理者が別途施工等方式について定めた工事等における協定書は、別途管理者が定めるものとする。

４　代表者は、構成員において決定された者とする。この場合において、代表者は、最大の施工能力を有する者とし、格付等級の異なる者による組合せにあっては、上位等級の者とする。

（構成員の出資の割合）

第９条　共同施工等方式による特定共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の６以上でなければならない。この場合において、代表者の出資の割合は、その他の構成員の出資の割合を下回つてはならない。

（存続期間）

第10条　発注工事等の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等の請負及び委託契約（以下「請負契約等」という。）の履行後（札幌市交通局契約規程（平成４年交通局規程第17号）第46条第１項の規定に基づく跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後）３か月を経過するときまでとする。

２　発注工事等の契約の相手方とならなかった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等に係る請負契約等が締結されたときまでとする。

第３章　経常共同企業体

（対象工事）

第11条　経常共同企業体により施工することができる工事は、土木、下水道、舗装、造園、建築、電気及び管の各工種に属する工事とし、当該経常共同企業体の格付等級に対応する発注標準金額（一般競争入札参加資格のガイドライン（平成18年８月30日事業管理部長決裁）別表１で定める金額をいう。）の範囲内で、かつ、全ての構成員が技術者を適正に配置することが可能な規模の工事とする。

（構成員数）

第12条　構成員の数は、２又は３社とする。

（組合せ）

第13条　構成員の組合せは、同一の工種で、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし、経常共同企業体の構成員の数が３社の場合において、各構成員の格付等

級が直近で連続しているときは、直近二等級までの組合せを認めるものとする。

（構成員の要件）

第14条　経常共同企業体は、全ての構成員が次に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、第４号の要件については、構成員の１社以上が満たすことで足りるものとする。

(1)　発注工事に対応する工種について札幌市競争入札参加資格を有し、かつ格付等級が第２位等級以下であること。

(2)　中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第２条の要件を満たす中小企業であること。

(3)　市内業者であること。

(4)　発注工事と同種の工事について、元請としての施工実績を有していること。ただし、元請としての施工実績がない構成員が、当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合には、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。

(5)　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ただし、出資金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）に満たない構成員にあっては主任技術者を兼任で配置することができるものとするが、請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事においては、いずれかの構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

(6)　発注工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は，特定建設業者たるいずれかの構成員が監理技術者を配置し、その他の構成員は主任技術者を配置すること。

（結成方法）

第15条　経常共同企業体は、札幌市競争入札参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。

２　事業協同組合等の組合が経常共同企業体を結成する場合については、組合自体を単体企業とみなし、単体企業と同様に取り扱うものとする。ただし、組合と当該組合の組合員との組合せによる経常共同企業体を結成することは認めない。

３　経常共同企業体の協定書は、別表に定めるところによる。

４　代表者は、構成員において決定された者とする。

（構成員の出資の割合）

第16条　経常共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の６以上でなければならない。

２　各構成員の出資の割合は、工事ごとに異なる比率を設定することができるものとし、施工すべき工事が定まった後に構成員による協議により、経常共同企業体協定書第８条に基づく協定書を作成する。この場合において、代表者の出資の割合がその他の構成員の出資の割合を上回ることを要しない。

（登録数）

第17条　一の企業が、一の工種に登録できる経常共同企業体の数は１までとする。

（入札参加資格申請等）

第18条　経常共同企業体の入札参加資格申請、資格審査、及び有効期間等については、札幌市交通局競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年９月26日事業管理部長決裁）及び同運用指針（平成14年９月26日事業管理部長決裁）の定めるところによるものとする。

（混合入札の方法）

第19条　経常共同企業体と単体企業との混合による入札ができるものとし、一般競争入札においては入札告示にその旨を表記するものとする。

（解散、脱退等）

第20条　経常共同企業体は、みだりに解散してはならない。ただし、構成員全員の同意があり、かつ交通事業管理者が正当な理由があると認めたときは、この限りでない。

２　前項の規定は、構成員の脱退について準用する。

３　登録期間中の構成員の組合せの変更は認めない。

第４章　雑　則

（委任）

第21条　この要綱の実施に関し必要な事項は、事業管理部長が定める。

附　則

この要綱は、平成14年10月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年４月28日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成18年４月1日から施行する。

２　この要綱の第５条第２項は、平成18年４月1日以後に札幌市交通局工事等被指名者選考委員会規程（昭和42年１月１日交通局規程第36号）の札幌市工事等被指名者選考委員会に付議する工事等から適用する。

３　この要綱の第14条第１項第３号については、平成19・20年度札幌市競争入札参加資格名簿の登録申請より適用し、それ以前の登録については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成19年９月28日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成23年４月１日以後に告示する工事等から適用する。

２　この要綱の第17条は、平成23･24年度札幌市競争入札参加資格者名簿の登録申請より適用し、それ以前の登録については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成28年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年２月12日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。ただし、施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

別表

1　特定共同企業体協定書（工事）	2　特定共同企業体協定書（業務）	3　経常共同企業体協定書
＿＿＿＿＿＿特定共同企業体協定書 （目的） 第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。 一　札幌市発注に係る下記工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負 工事名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 二　前号に附帯する事業 （名称） 第２条　当共同企業体は、＿＿＿＿＿＿特定共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。 （事務所の所在地） 第３条　当企業体は、事務所を＿＿＿＿＿＿に置く。 （成立の時期及び解散の時期） 第４条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、工事の請負契約の履行後（札幌市交通局契約規程（平成４年交通局規程第 17 号）第 46 条第１項の規定に基づく跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後）３か月を経過するまでの間は解散することができない。 ２　工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。	＿＿＿＿＿＿特定共同企業体協定書 （目的） 第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。 一　札幌市発注に係る下記業務（当該工事内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の請負 業務名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 二　前号に附帯する事業 （名称） 第２条　当共同企業体は、＿＿＿＿＿＿特定共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。 （事務所の所在地） 第３条　当企業体は、事務所を＿＿＿＿＿＿に置く。 （成立の時期及び解散の時期） 第４条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、業務の委託契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。 ２　業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。	＿＿＿＿＿＿経常共同企業体協定書 （目的） 第１条　当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。 （名称） 第２条　当共同企業体は、＿＿＿＿＿＿経常共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。 （事務所の所在地） 第３条　当企業体は、事務所を＿＿＿＿＿＿に置く。 （成立の時期及び解散の時期） 第４条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は　　年　　月　　日までとする。ただし、同日を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後（札幌市交通局契約規程（平成４年交通局規程第 17 号）第 46 条第１項の規定に基づく跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後）３か月を経過するまでの間は解散することができない。 ２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）
第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。
住　　所
商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所
商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所
商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者の名称）
第６条　当企業体は、　＿＿＿＿を代表者とする。

（代表者の権限）
第７条　当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。
２　当企業体の代表者は、当企業体の運営に関する規程及び第９条に規定する運営委員会の決議を遵守し、当企業体の不利益となるような行為を行わないよう努めるものとする。

（構成員の出資の割合）
第８条　当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。
会社名　＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿％
会社名　＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿％
会社名　＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿％
２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（構成員の住所及び名称）
第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。
住　　所
商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所
商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所
商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者の名称）
第６条　当企業体は、　＿＿＿＿を代表者とする。

（代表者の権限）
第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、委託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。
２　当企業体の代表者は、当企業体の運営に関する規程及び第９条に規定する運営委員会の決議を遵守し、当企業体の不利益となるような行為を行わないよう努めるものとする。

（構成員の出資の割合）
第８条　当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。
会社名　＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿％
会社名　＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿％
会社名　＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿％
２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（構成員の住所及び名称）
第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。
住　　所
商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所
商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所
商号又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者の名称）
第６条　当企業体は、　＿＿＿＿を代表者とする。

（代表者の権限）
第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。
２　当企業体の代表者は、当企業体の運営に関する規程及び第９条に規定する運営委員会の決議を遵守し、当企業体の不利益となるような行為を行わないよう努めるものとする。

（構成員の出資の割合）
第８条　当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。
２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会） 第９条　当企業体は、構成員全員をもって当企業体の意思決定機関である運営委員会を設け、工事の完成に当たるものとする。 （構成員の責任） 第 10 条　各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。 （取引金融機関） 第 11 条　当企業体の取引金融機関は次のとおりとし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 金融機関名　＿＿＿＿銀行＿＿＿＿支店 ＿＿＿＿銀行＿＿＿＿支店 （決算） 第 12 条　当企業体は、工事しゅん功の都度当該工事について決算するものとする。 （利益金の配当の割合） 第 13 条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。 （欠損金の負担の割合） 第 14 条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。 （権利義務の譲渡の制限） 第 15 条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。	（運営委員会） 第９条　当企業体は、構成員全員をもって当企業体の意思決定機関である運営委員会を設け、業務の完了に当たるものとする。 （構成員の責任） 第 10 条　各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。 （取引金融機関） 第 11 条　当企業体の取引金融機関は次のとおりとし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 金融機関名　＿＿＿＿銀行＿＿＿＿支店 ＿＿＿＿銀行＿＿＿＿支店 （決算） 第 12 条　当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。 （利益金の配当の割合） 第 13 条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。 （欠損金の負担の割合） 第 14 条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。 （権利義務の譲渡の制限） 第 15 条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。	（運営委員会） 第９条　当企業体は、構成員全員をもって当企業体の意思決定機関である運営委員会を設け、工事の完成に当たるものとする。 （構成員の責任） 第 10 条　各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。 （取引金融機関） 第 11 条　当企業体の取引金融機関は次のとおりとし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 金融機関名　＿＿＿＿銀行＿＿＿＿支店 ＿＿＿＿銀行＿＿＿＿支店 （決算） 第 12 条　当企業体は、工事施工の都度当該工事について決算するものとする。 （利益金の配当の割合） 第 13 条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。 （欠損金の負担の割合） 第 14 条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。 （権利義務の譲渡の制限） 第 15 条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置） 第 16 条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。 ２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該工事を完成するものとする。この場合、残存構成員が複数であるときは、共同連帯して当該工事を完成するものとする。 ３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第８条に規定する割合に加えた割合とする。この場合、残存構成員が複数であるときは、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。 ４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。 ５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。	（業務途中における構成員の脱退に対する措置） 第 16 条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。 ２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該業務を完了するものとする。この場合、残存構成員が複数であるときは、共同連帯して当該業務を完成するものとする。 ３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第８条に規定する割合に加えた割合とする。この場合、残存構成員が複数であるときは、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。 ４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。 ５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。	（工事途中における構成員の脱退に対する措置） 第 16 条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。 ２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該工事を完成するものとする。 ３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第８条に規定する割合に加えた割合とする。 ４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。 ５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置） 第 17 条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。	（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置） 第 17 条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。	（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置） 第 17 条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。
（解散後の契約不適合責任） 第 18 条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。	（解散後の契約不適合責任） 第 18 条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。	（解散後の契約不適合責任） 第 18 条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）
第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

＿＿＿外＿＿社は、上記のとおり＿＿＿特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書＿通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、1通は札幌市に提出し、他は各自所持するものとする。

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（協定書に定めのない事項）
第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

＿＿＿外＿＿社は、上記のとおり＿＿＿特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書＿通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、1通は札幌市に提出し、他は各自所持するものとする。

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（協定書に定めのない事項）
第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

＿＿＿外＿＿社は、上記のとおり＿＿＿経常共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書＿通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、1通は札幌市に提出し、他は各自所持するものとする。

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＿＿＿経常共同企業体協定書第８条に基づく協定書

札幌市発注に係る下記工事及び当該工事に附帯する事業については、＿＿＿＿経常共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、当該工事及び当該工事に附帯する事業について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

１　工　事　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　出資の割合　会社名＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿％
　　会社名＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿％
　　会社名＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿％

＿＿＿＿外＿社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書＿通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、１通は札幌市に提出し、他は各自所持するものとする。

年　　月　　日

＿＿＿＿経常共同企業体

代表者　住　　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿印
　　住　　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿印
　　住　　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿印